

海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業退職金共済制度を奨励し、中小企業者が負担する退職金共済掛金の一部を補助することにより市内に事業所を有する中小企業の振興並びに従業員の福祉向上及び雇用の安定を図ることを目的とし、海老名市補助金等の交付に関する規則(昭和55年規則第12号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 前条に規定する補助金(以下「奨励補助金」という。)の交付を受けることができる者は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づく勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条に規定する特定退職金共済団体(以下「共済団体」という。)と退職金共済契約を締結した中小企業者、機構にあっては、同法第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結した者。(以下「共済契約者」という。)で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内において事業を営んでいる者
- (2) 市税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納している者

(補助基準)

第3条 奨励補助金は、共済契約者が雇用する従業員のうち機構又は共済団体から退職金を受けるべき従業員(以下「被共済者」という。)のために、支払った退職金共済掛金の10パーセント以内とする。ただし、被共済者1人当たり月掛共済掛金が、月額6,000円を超えるものにあつては、これを6,000円として算定する。

(補助の期間)

第4条 奨励補助金の交付期間は、共済契約者が退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して60月間とする。

(交付申請)

第5条 奨励補助金の交付を受けようとする共済契約者は、被共済者のために支払った退職金共済掛金について、中小企業退職金共済制度奨励補助金交付申請書（第1号様式）。（以下「交付申請書」という。）に記載し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人別掛金内訳明細書
- (2) 機構又は共済団体と締結した退職金共済契約書の写し
- (3) 納入した掛金の証明書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書の内容が適正であると認めたときは、奨励補助金の交付を決定し、その旨を中小企業退職金共済制度奨励補助金交付決定通知書（第2号様式）により共済契約者に通知するものとする。

（変更届）

第7条 奨励補助金の交付を受けた共済契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに共済契約変更届を市長に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の変更があったとき。
- (2) 事業を廃止又は休止したとき。

（決定の取消等）

第8条 市長は、共済契約者が不正な方法により奨励補助金の交付又は交付決定を受けたときは、奨励補助金の交付又は交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、共済契約者に通知するものとし、既に交付した補助金を返還させるときには返還命令書を添付して返還させるものとする。

（備付書類）

第9条 市長は、中小企業退職金共済制度奨励補助金交付申請書処理簿を備え必要な事項を記載しておかなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に結ばれた退職金共済契約並びに海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金に関する規則を廃止する規則（平成10年規則第4号）によって廃止された海老名市中小企業退職金共済制度奨励補助金に関する規則（昭和51年規則第5号）に基づく奨励補助金の交付又は交付決定を受けた共済契約者については、第4条中「60月間」とあるのは、「84月間」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。